第20回 藤枝市総合教育会議

日 時 令和4年2月1日(火)午前10時30分~正午 場 所 西館3階 特別会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 教育長あいさつ
- 4 報 告
 - ①令和3年度の重点施策の取り組みについて
- 5 協議事項
 - ①第2期藤枝市教育振興基本計画(教育大綱)の策定について
 - ②令和4年度の重点施策について
 - ・登校支援教室指導員の中学校全校配置について
- 6 その他
- 7 閉 会

令和3年度の重点施策の取り組みについて

1 未来を切り拓く力の育成

(第18回、19回総合教育会議)

これまで本市が他市に先駆け実施してきたICT教育をさらに進めるため、ICT支援員の増員やヘルプデスクの設置など、ICT機器の取り扱いの支援を強化し、誰一人取り残さないICT教育を推進した。また、臨時休校への対応や授業におけるタブレットの活用など、教師も含め児童生徒が工夫した活用法が始まった。また、科学的な発想に基づく創作活動を通して人間性を育む『科学教育』においては、コロナ禍ではあったが、各事業とも感染対策を十分に実施した上で開催した。

- ◆教科の特性や単元によってタブレットの活用の仕方を工夫した授業を実施
- ◆創造力豊かな人間性を育む科学探求心育成事業(藤枝市少年少女発明クラブなど)

2 小中一貫教育の推進

義務教育を9年間の連続した期間として捉え、共通理念の下で系統的・継続的に子供たちを育成するため、令和3年度より市内全地区の小中一貫教育が開始された。また、小中一貫教育の開始に合わせ、地域ぐるみで教育に取り組むコミュニティ・スクールも各地区で開始しており、家庭・地域・学校が協働し、「地域とともにある学校づくり」を推進した。

- ◆小中一貫教育の推進
- ◆コミュニティ・スクールの推進
- ◆第2期藤枝市小中一貫教育推進計画の策定

3 快適で安心して学習できる環境整備

<スクールロイヤー活用事業>

県弁護士会との協定に基づき、法律の専門家による各学校におけるいじめ予防教育の推進支援や 生徒指導上の諸課題の早期解決を図った。

<特別支援教育支援員等活用事業>

市内すべての小中学校に配置した特別支援教育支援員に加え、看護師資格を有する支援員を「学校看護師」として配置し、医療的ケアを必要とする児童生徒を支援した。

◆学校生活支援員

◆学校看護師

◆特別支援教育支援員 73名

- LD (読み書き障害) 傾向のある児童を対象とした個別指導を中心とする通級指導教室を開設し、 学習障害に対応する専門的な指導により、学びの支援を図った。
 - ◆大洲小学校に新設 (現在までの設置校)藤枝中央小、西益津小、岡部小、青島北小

<トイレ環境改善事業>

小学校2年生以上も各フロアで改修されたトイレ(洋式トイレ等)を使用できるよう引き続き整備を進めた。

◆令和3年度整備実施校:青島東小学校、葉梨小学校、大洲小学校

2名

<空調設備整備事業>

令和元年度に市内小中学校の普通教室すべてに空調設備を整備。令和3年度は、特に利用頻度が 高い特別教室を順次、整備するための実施設計を実施した。

◆令和3年度設計業務実施校:藤枝中、青島中、高洲中、広幡中の理科室・音楽室

4 安全・安心な学校給食の提供

(第19回総合教育会議)

40名

子どもの身体づくりの基本となる、安全で安心できる学校給食を提供するため、地場産の新鮮な食材を使用した給食を提供するなど食育の推進を図るとともに、各給食センター施設の老朽化に伴い、新たな給食センターの整備検討を進めた。

◆新学校給食センターの整備(基本構想・基本計画)

「第2期藤枝市教育振興基本計画(教育大綱)」の策定について

1. 現行の本市教育大綱及び教育振興基本計画の整理

平成25年に策定した「藤枝市教育振興基本計画」、平成27年に策定した「藤枝市教育大綱」及び、平成30年に制定した「藤枝市教育振興行動計画(後期計画)」の3つの計画の計画期間が令和4年度末で満了となるため、新たな計画の策定を行います。

【藤枝市教育大綱】 [基本構想] H27.5 策定:H27~R4(8年)

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に基づき、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を、市総合教育会議で定めたもの

【藤枝市教育振興基本計画】 [基本計画] H25.3 策定:H25~R4(10年)

藤枝市の教育が目指す方向と推進していく施策を明らかにすることで、市民と 意識を共有しながら、中長期的かつ総合的な視点に立って、教育課題の解決を図る ことを目的としたもの

【藤枝市教育振興行動計画】 [実施計画] 前期 H25.3 策定:H25~H29(5年)

後期 H30.3 策定: H30~R4(5年)

10年間を前期・後期の5年ごとに分け、教育振興基本計画で示した基本目標を実現するために取り組む具体的な事業や取組を定めたもの

2. 第2期藤枝市教育振興基本計画の策定方針等

(1) 策定方針

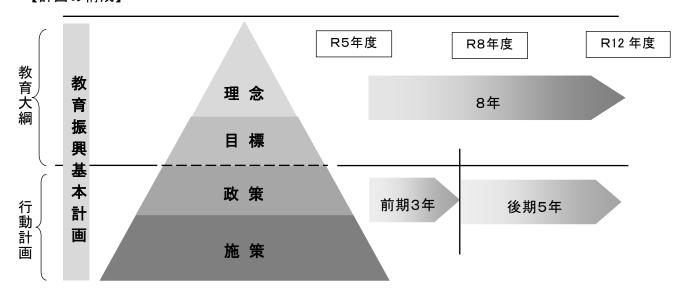
本計画は、本市の教育振興のための目標を達成するための基本理念、基本目標、政策や施策を、総合的かつ計画的に推進するための必要な事項を定めます。

- ●本計画は、本市の最上位計画である「第6次藤枝市総合計画」に掲げる「幸せになるまち」の実現に向け、教育は、「まちづくり・人づくり・未来づくりの礎」の信念のもと、市民の多様な学びを支え、健やかに暮らし活躍できるまちづくりを推進する。
- ●本計画は、総合教育会議で基本構想部分(教育大綱)を定めた基本理念や施策の方向性に基づき、具体的な施策推進を子ども未来応援会議等で市教育振興行動計画(前期・後期)にて定める。また、国、県の教育振興基本計画や、本市の各種計画等を踏まえ、計画の検討・策定を進める。
- ●策定時期は令和4年度。計画期間は、市総合計画との整合性を勘案して、 令和5年度から12年度までの8年間とし、教育振興行動計画も同様に、 前期を3年、後期を5年の計画期間とする。

(2) 計画の構成

教育大綱及び教育振興行動計画の内容を含めて教育振興基本計画とします。平成26年7月の文部科学省通知と地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正(平成27年4月1日施行)を踏まえ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、市長が定めるものとされている「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」について、第2期藤枝市教育振興基本計画をもってこれに代えることとします。

【計画の構成】

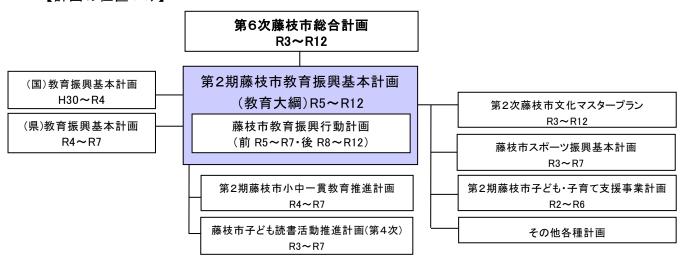


(3) 計画の範囲と位置づけ

本計画は、就学前教育、義務教育を主とした学校教育及び、文化・スポーツを 含めた生涯学習に関する教育施策を対象範囲とします。

教育施策と関連する施策はそれぞれに体系化された.計画に基づくものであることから、関連する計画と整合性を図りながら、教育の観点から重点的に取り組むべき施策について本計画にも位置づけます。

【計画の位置づけ】



3. 本市における教育施策の成果と課題

(1) 教育を取り巻く動向等

【社会的な課題】 持続可能(サステナブル)な社会の実現

- ◇Society5.0 時代への対応
- ◇環境対策・気候変動への対応
- ◇感染症対策
- ◇多文化共生社会への転換
- ◇少子高齢化への対応
- ◇自然災害の激甚化への対応
- ◇予見し難い犯罪や事故への対応
- ◇男女共同参画社会の実現

【教育における課題】 国・県教育振興基本計画等での提言

- ◇安全安心な学びの環境の確保
- ◇ICT 教育への対応
- ◇インクルーシブ教育の実現
- ◇教育格差の是正
- ◇いじめや不登校対策
- ◇地域や家庭における教育力の低下
- ◇教員の働き方改革
- ◇STEAM 教育の推進
- ◇リカレント教育の推進
- ◇子供の自己肯定感低下

(2) 本市の教育施策の成果と取り組むべき課題の整理

【アンケート調査結果からみられる 現状・課題】

- 〇一般市民、教員ともに、望ましい子供の将来像として、「思いやりがあり、互いの違いを 認め合い、助け合える人」が最も多く回答されている。
- 〇一般市民と教員で、教育について地域で取り組むべきことや協力したい・してほしい内容はコミュニティ・スクールの推進に向けた取り組みなど共通の意識を持っている。
- 〇一般市民の「学び」の実施率は8割以上と高く、「学び」で得た知識や技術の活かし方では、全年代で「自分の人生を豊かにする」が多く、「学び」の充実が市民の"幸せ"につながると考えられる。

【教育振興行動計画(後期計画)の 進捗状況と課題】

- 〇教育振興行動計画に位置付けられている 199 事業のうち、コロナの影響により評価が難しい と評価した3事業を除く196 事業(98.5%)におい て各施策とも概ね順調に実施され、成果を上 げていると評価できる。
- 〇近年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響 を大きく受けているものの、新しい生活様式を 取り入れ、各分野における教育施策が進めら れている。
- ○多くの事業で人材不足が課題として挙げられ、 多様な人材の確保・活用が必要であるため、 発掘と育成と活躍の場の提供を大学や企業 等の多様な主体と連携して進める必要があ る。

4. 本計画の基本理念と目指す姿

(1) 基本理念

「豊かな学びで 笑顔をつなぐ」

前計画において、人の自発的な学びの原点である"学びの楽しさ"を表現した「笑顔あふれる教育」という基本理念と、"人がまちをつくり まちが人を育む"視点を持って、市民総がかりの取組により、他市町村のモデルとなるような教育環境『学びの環境モデルふじえだ』づくりを通して「教育日本一」を目指す方向性を踏襲し、本市の教育の深化を図っていきます。

その土台となる考え方として、多様な人・モノ・コトをつなぎ、豊かで質の高い学びにより人を育み、さらに次世代にもつなげていくことが大切であると考えます。そこで"つなぐ"をテーマとした基本理念を掲げます。



(2) 本計画策定のポイント

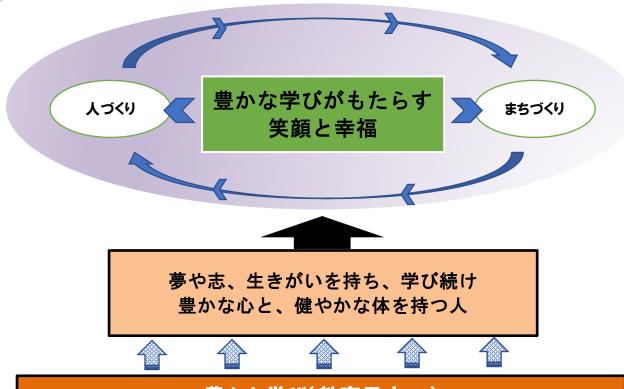
現計画における本市教育施策の成果を引継ぎ、2030年における本市が目指す姿を見据え、新たに課題となる事案の解決に向け、市民一人ひとりに寄り添った学びを提供し、豊かで質の高い学びを通して、豊かな心と健やかな体を持つ人の笑顔をつなげる教育政策を展開する。

- ①複雑化する教育行政に対する課題解決に向け、分野別から目的別の計画への転換
- ②豊かな学びの実現のための多種多様な連携を「つなぐ」をテーマに表現する。
- ③新しい教育の課題である、格差対応、命を守る教育、ICT教育、家庭や地域にお ける教育の再構築、リカレント教育、教員の働き方改革などへの対応を盛り込む。

(3) 将来を見据えた目指す姿

豊かで質の高い学びにより、一人ひとりが成長し、豊かな心や、健やかな体を育むことで、自らの人生が豊かなものとなり、幸せにもつながります。そして、多くの周囲の人・モノ・コトにも様々な形で影響を与えます。

そのため、豊かで質の高い学びによる人づくりは、人を育てることにとどまらず、成長した人が地域を担い、支え、世代を超えて地域や社会の形成に参画し、その地域がまた子供たちを育んでいくという循環を生むことが、より良いまちづくりにつながるものと考えています。



豊かな学び(教育日本一)

目標1 互いを認めて思いやり、多様な主体が連携・協働した学び

多様性を認め合い、人を思いやり、誰もが人間らしく、幸せに暮らせる社会を実現するため、多様な主体が地域で共に学びあいながら、地域で安心し、つながりの中で育む学びを目指します。

目標2 個が輝き、未来を切り拓く力を育む学び

一人ひとりのもつ夢や志を大切にし、個性や可能性を伸ばし、目まぐるしい社会 の変化に柔軟に対応できる力を身に着け、令和の時代を活き活きと、たくましく生 きることのできる学びを目指します。

目標3 いつでも どこでも だれでも 学び、活躍できる環境

すべての市民の学習意欲を捉えた学びの環境づくりの充実を図るとともに、地域で活躍する多様な人材を育て、活力に満ちた地域づくりにより、学びが心身の健康や地域に好循環をもたらす取組を推進します。

登校支援教室指導員の中学校全校配置について

(教育政策課)

1 背 景

本市では、平成29年度を境に不登校児童生徒が増加し、とりわけここ3年間で急激な増加傾向にある。特に中学校は不登校生徒が4%を超える状況となっている。

不登校児童生徒に対しては、適応指導教室「藤の子教室」やフリースクールへの通級を促し、さらに重度なひきこもり傾向の子に対しては、家庭訪問相談員の派遣を行い、対応している。

しかし、一度学校から足が遠のいてしまうと教室復帰が難しい現状があることや、不登校状態からいきなり教室への復帰が心理的に難しいことを踏まえ、各学校では校内に、教室に入れない生徒のための別室を用意し居場所は確保したものの、令和3年10月時点の調査で中学校10校で44名の別室登校児童生徒がおり、教員だけでは対応しきれず、支援や指導が途切れてしまうために、不登校につながってしまっている現状がある。

そこで、教育委員会では令和4年度から「登校支援教室指導員」を市内全中学校に配置し、不登校の初期対応として、登校を渋ったり教室に入れなかったりする生徒を「登校支援教室」で学習させたり、相談に乗ったりすることで、居場所の保障をするとともに、社会的自立に向けた支援の場としていく。

校種		23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年
小学校 中学校	不登校児童数	34	28	35	27	29	36	46	49	46	69	66
	出現率	0.47%	0.35%	0.44%	0.34%	0.37%	0.45%	0.58%	0.61%	0.58%	0.88%	0.84%
	不登校生徒数	89	88	111	120	136	110	99	109	128	145	151
	出現率	2.25%	2.22%	2.80%	3.07%	3.50%	2.94%	2.65%	3.00%	3.51%	4.00%	4.17%
合計	不登校 児童生徒数	123	116	146	147	165	146	145	158	174	214	217
	出現率	1.03%	0.98%	1.23%	1.25%	1.41%	1.25%	1.24%	1.36%	1.49%	1.87%	1.89%

2 登校支援教室指導員の主な業務内容

- 教室に入れない児童生徒に対する集団適応への指導および面接相談
- ・教室に入れない児童生徒に対する学習および自立に向けた指導
- 教室に入れない児童生徒の所属学級等の巡回支援
- ・教室に入れない児童生徒の家庭訪問

生徒個々の学習状況に合わせた学習指導や時間割作成支援を行うとともに、集団適応への指導や面接相談も行う。また、学級担任や教科担任、保護者との連携や、登校支援教室の環境整備などを行う。

3 登校支援教室の運営について

入室の手続きや教室内の机・イスの配置、時間割や過ごし方のルール等について基本 線を示すが、すでに別室を開設している学校もあること、各学校によって入室する生徒 の特性や状況が異なることをふまえ、各学校の実情に合わせた運営とする。

4 指導員への研修について

不登校生徒の学習指導や心理面の理解など、「藤の子教室」指導員や臨床心理士、スクールソーシャルワーカー等を講師とし、研修を行う。

令和4年度の重点施策について

1 新たな本市教育の目指す姿に向けて

現在の教育振興基本計画が、令和4年度に計画期間が満了となるため、豊かで質の高い教育に向けて中長期的な施策を実現するための新たな基本理念を掲げた計画を策定する。

【新】第2期藤枝市教育振興基本計画(教育大綱)の策定

2 確かな学力と豊かな心の育成

これまで本市が他市に先駆け実施してきたICT教育をさらに進めるため、タブレットを活用した授業の工夫とともに、オンラインを活用した授業や交流などの充実を図る。

【推】ICTによる主体的で深い学びの充実

3 小中一貫教育の推進

義務教育を9年間の連続した期間として捉え、共通理念の下で系統的・継続的に子供たちを育成するため、令和4年度開始の第2期藤枝市小中一貫教育推進計画で示した、小中一貫教育及びコミュニティ・スクールの充実を図るとともに、家庭・地域・学校が協働し、「地域とともにある学校づくり」を推進する。

【推】小中一貫教育の推進 【推】コミュニティ・スクールの推進

4 快適で安心して学習できる環境整備

<【拡】特別支援教育支援員等活用事業>

市内すべての小中学校に配置した「特別支援教育支援員」に加え、昨年度に引き続き、看護師資格を有する支援員を「学校看護師」として1名増員配置し、医療的ケアを必要とする児童生徒を支援していく。また、別室登校する生徒に対する不登校の未然防止と早期対応を図るため、「**登校支援教室指導員**」を配置する。

○登校支援教室指導員 10名(全中学校) ○学校看護師 3名(青島小・高洲南小・高洲中)<【推】トイレ環境改善事業>

小学校2年生以上も各フロアで改修されたトイレ (洋式トイレ等) を使用できるよう引き続き整備を進めていく。

令和4年度整備実施校 設計:藤枝中央小、高洲小、青島北小

工事:西益津小、青島小、高洲南小

<【拡】空調設備整備事業>

市内小中学校の普通教室の空調設備は全て整備済みであり、今後は、特に利用頻度が高い特別教室(理科室・音楽室)を順次、整備していく。

令和4年度整備実施校 設計:西益津中、葉梨中、大洲中、瀬戸谷中、青島北中、岡部中

工事:藤枝中、青島中、高洲中、広幡中

5 安全・安心な学校給食の提供

子どもの身体づくりの基本となる、安全で安心できる学校給食を提供するため、食育の推進を図るとともに、新たな給食センターの整備を進めていく。

【拡】新学校給食センターの整備(基本設計・事業認定)

6 生涯学習の充実

誰もが、いつでもどこでも学び続けられる環境を創出するため、多様な学びのニーズに応じた、 大学連携による学習機会の創出や図書館サービスの充実などに努めていく。

【新】電子図書館システムの導入 【推】生涯学習出前講座の開催

【推】市民大学の創設に向けた高齢者への多様な学習機会の提供